

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

(寒川町情報公開条例の一部改正)

第1条 寒川町情報公開条例(平成11年条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「(第15条の2・第16条)」に改める。

第13条第1項中「第16条第2項及び第3項」を「第16条第3項及び第4項」に改め、同条第3項中「公開に反対の意思を表示した」の次に「意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した」を加え、「反対の意思を表示した第三者」を「反対意見書を提出した第三者」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第3章中第16条の前に次の1条を加える。

(審理員の指名の適用除外)

第15条の2 公開決定等(第10条第1項若しくは第11条の決定又は第12条の通知をいう。以下同じ。)又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第16条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条第1項中「第10条第1項若しくは第11条の決定又は第12条の通知(以下「公開決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合」に、「不服申立てについての決定を行わなければならない

い」を「審査請求に対する裁決をしなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

第 16 条第 3 項各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「公開決定等」の次に「(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を加え、「行う公開の決定」を「行う公開の裁決」に改め、「第三者」の次に「である参加人」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に改め、同項の各号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出している第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第 16 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書及び同法第 30 条第 1 項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があっ

た場合に限る。)を添えてしなければならない。

第 17 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 18 条第 4 項中「不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)」を「審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)」に、「意見若しくは説明又は必要な書類」を「意見書又は資料」に改め、同条第 5 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第 7 項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 19 条の見出しを「(口頭意見陳述)」に改め、同条第 1 項中「不服申立人等から」を「審査請求人及び参加人から」に、「当該不服申立人等」を「当該申立てをした者(以下「申立人」という。)」に、「与えるよう努めなければならない」を「与えなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

第 19 条第 2 項中「前項の規定により意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人」を「口頭意見陳述において、申立人」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

第 19 条に次の 2 項を加える。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

第 20 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 21 条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 18 条第 2 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 4 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は第 2 項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 22 条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(寒川町個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 寒川町個人情報保護条例(平成 11 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第 28 条」を「第 27 条の 2・第 28 条」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 28 条第 2 項及び第 3 項」を「第 28 条第 3 項及び第 4 項」に改め、同条第 2 項中「開示に反対の意思を表示した」の次に「意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した」を加え、「反対の意思を表示した第三者」を

「反対意見書を提出した第三者」に改める。

「第 4 章 不服申立て」を「第 4 章 審査請求」に改める。

第 4 章中第 28 条の前に次の 1 条を加える。

(審理員の指名の適用除外)

第 27 条の 2 開示決定等(第 16 条第 1 項、第 23 条第 1 項又は前条第 1 項の決定をいう。以下同じ。)又は開示請求等(第 14 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 28 条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条第 1 項中「第 16 条第 1 項、第 23 条第 1 項又は前条第 1 項の決定(以下「開示決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き」を「開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」に、「不服申立てについての決定を行わなければならない」を「審査請求に対する裁決をしなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用を停止することとする場合

第 28 条第 3 項各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示の決定」を「開示の裁決」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に改め、同項の各号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示に反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第 28 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書及び同法第 30 条第 1 項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。

第 29 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 30 条第 4 項中「不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)

又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)」を「審査請求人等(審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。)」に、「意見若しくは説明又は必要な書類」を「意見書又は資料」に改め、同条第 5 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条

第 7 項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 31 条の見出しを「(口頭意見陳述)」に改め、同条第 1 項中「不服申立人等から」を「審査請求人又は参加人から」に、「当該不服申立人等」を「当該申立てをした者(以下「申立人」という。)」に、「与えるよう努めなければならない」を「与えなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

第 31 条第 2 項中「前項の規定により意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人」を「口頭意見陳述において、申立人」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

第 31 条に次の 2 項を加える。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

第 32 条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 33 条の見出し中「閲覧」を「写しの交付等」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 18 条第 2 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、

当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 4 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は第 2 項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 34 条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(寒川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 寒川町固定資産評価審査委員会条例(昭和 60 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第 2 号中「かかる処分」を「係る処分の内容」に改め、同条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 7 条第 2 項ただし書を削り、同条第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項項を加える

- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第 12 条第 1 項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記

名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

(寒川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 寒川町証人等の実費弁償に関する条例(昭和 29 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 34 条(同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により審理員又は審査庁の求めに応じて出頭した者

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条」に改める。

(寒川町町税条例の一部改正)

第 6 条 寒川町町税条例(昭和 60 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 7 条 寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中(見出しを含む。) 「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。